

平成25年 第7回  
教育委員会臨時会会議録

平成25年3月26日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2370号

平成25年第7回臨時会

日 時 平成25年3月26日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委員長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2364号 第12回定例会、同秘密会（平成24年12月11日開催）

日程第2 審議事項

議案第20号 港区立幼稚園臨時的任用教員の採用について（秘密会）

議案第21号 港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について

議案第22号 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第23号 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第24号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第25号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第26号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議案第27号 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第28号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第29号 港区教育委員会十六ミリ発声映写機等使用に関する規則を廃止する規則について
- 議案第30号 港区立みなと図書館処務規程の一部改正について
- 議案第31号 港区新郷土資料館展示等総合計画（素案）について
- 議案第32号 白金台四丁目用地の教育財産への用途変更について

### 日程第3 教育長報告事項

- 1 港区教育委員会事案専決規程の見直しについて
- 2 平成25年度予算特別委員会の総括質問について
- 3 平成24年度修了記念及び卒業記念 寄付の受領について
- 4 港区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う港区幼稚園教育職員の退職手当について
- 5 港区立生涯学習センター等の指定管理者の公募について
- 6 港区スポーツセンター等の指定管理者の公募について
- 7 生涯学習推進課の4月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の4月行事予定について
- 9 港区立三田図書館等の指定管理者の公募について
- 10 4月指導室事業予定について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、おはようございます。平成25年第7回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

まず最初に、安田教育委員会事務次長に所用がありまして、10時半ごろに中座いたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

昨日、小学校の卒業式も終わりました。幼稚園、学校も大きな区切りがつかれましたけれども、卒業式、修了式は、どこも無事終了されましたか。

○指導室長 例年と同じように、どこも滞りなく無事に終了したという報告を受けております。

○澤委員長 私は白金台幼稚園と青山中学校と港南小学校に行きましたが、白金台幼稚園は2クラス、2クラス、1クラスで目いっぱいなのです。港南小学校は卒業生が110名で、青山中学校は1クラスだったのですけれども、来年は2クラスになるということで、まあまあすごく賑やかでした。特に幼稚園が満杯というのは、何年も前には想像もできなかったようなことなので、本当にうれしい気持ちです。

○小島委員 港南幼稚園も園児が多いから、一人一人に修了証書を渡すのに10時から11時半までかかってしまいました。4歳児は式の10分前に入ったので、終わるまで1時間40分ぐらいちゃんと座っていました。

○澤委員長 大したものですね。港南小学校も3クラスということで、入場、退場とで拍手も疲れてしまって。本当にうれしいことですが、古家先生のお話ですと、2年後には1,000名を超えるかもしれないとか。そんなことで子どもたちの門出を、無事、我々も立ち会うことができまして、非常によかったなと思っております。

それでは、日程に入ります。

(午前10時03分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は、綱川委員、よろしくお願いいたします。

## 第1 会議録の承認

第2364号 第12回定例会、同秘密会（平成24年12月11日開催）

○澤委員長 まず日程の第1、会議録の承認ですが、平成24年12月11日、昨年最後の委員会の、第2369号第12回定例会と秘密会の会議録につきましては、承認ということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

## 第2 審議事項

### 1 議案第20号 港区立幼稚園臨時的任用教員の採用について

○澤委員長 日程第2、審議事項に入りますが、庶務課長の方から発言を求められております。

庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 急ではございますが、白金台四丁目の旧国立保健医療科学院の跡地の用地及び建物につきまして、教育財産への用途変更ということで1件審議事項の追加をお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○澤委員長 今、庶務課長から説明がありましたように、審議事項に1件追加いたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第31号の次に議案第32号「白金台四丁目用地の教育財産への用途変更について」を追加いたします。

では、審議事項に入ります。

まず最初に、議案第20号「港区立幼稚園臨時的任用教員の採用について」。この議題につきましても、人事案件でございますので秘密会に入りたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、これより秘密会に入ります。

(秘密会修了)

### 2 議案第21号 港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について

### 3 議案第22号 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

### 4 議案第23号 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 5 議案第24号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

### 6 議案第25号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

### 7 議案第26号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

### 8 議案第27号 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について

### 9 議案第28号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

○澤委員長 それでは、よろしゅうございますか。

次に、議案第21号「港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について」、議案第22号、「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第23号「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第24号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第25号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第26号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第27号「港区立学校施設等使用条例施行の一部を改正する規則について」、議案第28号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」。以上8件については、改

正理由が同一のため一括して説明を受け、質疑応答後1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、学務課長、生涯学習推進課長、順に説明をよろしく願いいたします。

○学務課長 それでは、議案第21号「港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本案につきましては、このたびの港区立校外学園条例の改正に伴いまして、学園の使用について必要な事項を定めている規則で使用料の還付に関することを規定するために改正するものでございます。

改正内容につきましては、5枚おめくりいただきまして新旧対照表をご覧ください。下が現行、上が改正案となります。

まず、改正案の第7条につきましては、賄い料を使用料と同様に還付できるという規程といたします。

次に、第8条でございますが、使用料に関する額につきまして、条例の第10条に基づきまして、教育委員会が使用承認を取り消した場合及び利用予定者が利用する日の7日前までに取り消した場合全額、また、利用者が利用する日の前日までに取り消した場合は2分の1相当額といたします。

賄い料につきましては、食材の発注がキャンセル可能な7日前までに取り消された場合には還付するというような規程としてございます。

本規則は、条例の施行期日に合わせまして、平成25年4月1日施行といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○生涯学習推進課長 ただいま議題となりました議案第22号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第23号「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第24号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第25号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第26号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第27号「港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第28号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則」。7議案とも、使用料還付に関する条例改正に伴いまして使用料の還付にかかる規定様式を整理するものでございます。

内容としましては、先程学務課長からの説明のとおり、7日前までは全額還付するという取り扱いを区全体で定めております。既に納付されました使用料について、施設を利用しないときには還付することができることに改めるものでございます。

なお、議案第22号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」と議案第23号「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、今回の改正に合わせて、施設を利用する際の団体等の手続について明記するとともに、平成25年度の指定管理者候補の公募に伴い、指定管理者が施設を利用する場合及び使用料の減免について規定をするも

のでございます。

7議案とも平成25年4月1日からの施行となっております。

よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。

学務課長、生涯学習推進課長から8件の規則の改正理由、内容説明をもらいましたけれども、何かご質問等はございますでしょうか。

○小島委員 今まで、還付の受付制度がなくて、今回ここで書かれているような色々な理由から使用料の還付ができるのは非常にいいことで、このような制度を設けることは大変結構だと思います。

1点だけ、賄い料についてですが、制度をこのように改めるという理由からすると、賄い料につき7日前までにしないとだめだとなると、それ以降は、取り消しがやりにくい気がするのです。どうなのでしょう、賄い料については7日必要なのですか。

○学務課長 これは食材の代金としていただいている賄い料でございます。場所柄すぐ近くで食材を調達するのは難しいところがございます。あらかじめ注文した上で、納品する形になりますので、確実にキャンセルできる7日ということでこのように設定したものでございます。

○澤委員長 現行ですと「特別な理由があると認めるときは、還付することができる」と書いてありますけれども、実際にそういうことは結構起こっていたのですか、これまで。

○学務課長 2年前、東日本大震災の後で利用できないということがありまして、こういった場合はこれに基づいて還付したケースがございます。

○生涯学習推進課長 今、学務課長から申し上げたとおり、震災のときに返還をしたという事実がございます。スポーツセンター、運動施設につきましては、利用する当日に、直前にお支払いいただいている現状がございまして、まれに団体の都合により前もってあらかじめお支払いいただくケースが年間に数件ございます。そうしたケースが取り消しの対象になってございますので、今回使用料の還付を規定したスポーツセンター、運動場、武道場に関しましては、適用される方というのは、実際は少ないと見込んでおります。

○澤委員長 どういう背景があつて規則を改正するのですか。

○生涯学習推進課長 区民センター等が予約をしまして、7日以内に使用料をお支払いいただくという取り扱いをしておりました。その中で、いったんお支払いいただいた使用料につきましては、還付しないという規定になっておりましたので、この間区議会などで取り扱いについてご指摘をいただいて、今回全庁的に取り扱いを変更するという事になってございます。

○澤委員長 分かりました。

区民の利用者にとっても、より施設を使いやすいルールになってくると思います。

それでは、採決に入らせていただきます。

議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。議案第21号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

た。

次に、議案第22号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第22号も原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第23号も原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第24号も原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第25号も原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第26号も原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第27号も原案どおり可決することに決定いたしました。

最後まですけれども、議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第28号についても原案どおり可決することに決定いたしました。

## 10 議案第29号 港区教育委員会十六ミリ発声映写機等の使用に関する規則を廃止する規則について

### 11 議案第30号 港区立みなと図書館処務規程の一部改正について

○澤委員長 次に、議案第29号「港区教育委員会十六ミリ発声映写機等使用に関する規則を廃止する規則について」、議案第30号「港区立みなと図書館処務規程の一部改正について」。この2件につきましては、改正理由に関連がありますので一括して説明を受けました後で質疑応答、その後1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、議案第29号「港区教育委員会十六ミリ発声映写機等使用に関する規則の廃止について」ご説明させていただきます。議案資料ナンバー10でございます。資料の

2ページをご覧ください。廃止理由について説明させていただきます。

みなと図書館では、十六ミリフィルムや映写機等を、港区内で社会教育活動を行う団体、例えば保育園ですとか児童館、あるいは町会等でございますけれども、そういった団体に貸し出しをするフィルムライブラリー事業を行ってきました。この事業は、昭和35年度から東京都が年2回の十六ミリ発声映写機操作講習会を行っていたものが、昭和43年度に区に移管され、当時の教育委員会社会教育課が担い、視聴覚教材の普及に寄与してまいりました。

昭和50年に制定されました本規則によりまして、十六ミリ発声映写機操作講習会と区施設等で所有する映写機について、これまで年1回の検定を実施してまいりました。また、昭和58年度からはみなと図書館が事業を引き継ぎまして、講習会並びに検定、フィルムや機材の貸し出しとともに、図書館サービスの一環として上映作品の選定や映画会開催等のアドバイスなども行ってきてございます。

しかしながら、現在DVDが視聴覚資料の主流となっております、利用実績が減少している状況でございます。また、十六ミリ発声映写機につきましては、全メーカーが映写機の生産を終了しております、部品供給も一部終了しているという状況でございます。今後は機器の不具合が生じても修理できない映写機が発生するような状況でございます。映写機の修理や講習会の講師を担当できる業者も現在1社だけというような状況でございます、取り扱いを中止されると、修理、検定及び講習は不可能となるなど安定的な事業運営に支障が生じております。

これらの状況を踏まえまして事業の見直しを行った結果、映写機の講習会及び検定等を規定している本規定を廃止することといたしました。

施行期日は、平成25年4月1日でございます。

なお、現在いくつかの町会や自治会において、児童向けの地域行事に野外映画会などが取り入れられまして、夏の子ども向けに町会行事として実施している地域もございます。現在も状態のいいフィルムを数多く図書館で所蔵しており、また、映写機も使用可能な状態であるため、今あります機材、フィルムを有効活用し、引き続き地域の自主活動に寄与するため、新たに取り扱いに関する要領を設けまして、貸出事業につきましては、当面継続をしたいと考えてございます。

また、本件と関連する案件といたしまして、あわせてご説明させていただきます。

港区教育委員会十六ミリ発声映写機の使用に関する規則の廃止に伴いまして、議案第30号でございます。「港区みなと図書館処務規程の一部改正について」でございます。議案資料ナンバー11でございます。2ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条の分掌事務でございますけれども、その中の利用者支援係のところでございます。分掌事務の3番目としまして、現行では「十六ミリ発声映写機の操作講習会及び検定に関すること」という規程になってございます。こちらにつきましては、改正案のとおり「十六ミリ発声映写機及びフィルム等の館内利用に関すること」と改正いたします。

付則でございます。施行日は、平成25年4月1日としてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。

「十六ミリ発声映写機等使用に関する規則を廃止する規則について」ということで、今、背景を説明もらいましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

○教育長 廃止理由で、事務事業評価において事業を見直して廃止しますというふうに書いてあるのですけれども、これでは説明が足りません。今の説明のとおり背景があって、廃止する必要があり事務事業評価においても廃止となったと、実質的な理由を簡潔に書かないとわからない。それをちょっと修正を後で、お願いしたい。

○澤委員長 ありがとうございます。

時代の流れですか、映像の媒体がデジタルに変わってしまったというバックグラウンドです。貸出事業は継続するという事なので、必要な区民の方がいれば、それは使えるということですね。

○綱川委員 質問ですけれども、4月1日から廃止規則を施行するという事なので、参考のところに「4月1日以降も実施するため、新たな規程を定めます」と書いてあるのですが、あと5日間なので、4月1日からの新たな規程はできているのでしょうか。空白ができてしまうことはないのでしょうか。

○図書・文化財課長 今後の貸し出しに関しての事務取扱要領の案文を作成してございます。空白期間ができないように3月中に決裁をとって、4月1日から施行という形で進めたいというふうに考えてございます。

○小島委員 十六ミリ発声映写機の区民の利用実態なのですが、現在どの程度利用されているのですか。

○図書・文化財課長 例えばフィルムの貸し出しの状況ですけれども、下段が昔からの数字になります。例えば昭和56年度につきましては、年度を通じまして467本。それが例えば平成15年度には106本という形になっておりまして、直近の平成23年度につきましては27本という状況でございます。

○小島委員 全区で置いてある十六ミリ発声映写機の貸し出しの関係は、みなと図書館に集中しますということなのですか、規程の一部改正をするということは。

○図書・文化財課長 今、フィルムにつきましては、みなと図書館の方に集中的に保管してございます。映写機につきましても、大部分はみなと図書館の方に保管してございます。あと区の施設、例えば幼稚園とか保育園とか、そういったところでも映写機自体を持っている施設もございます。

○小島委員 そうするとフィルムだけ貸し出すという形になるのですか。

時代の趨勢で合理化するためにはこういうこともやむを得ないと思いますが、我々が子どものころは夏休みになると学校の校庭で十六ミリの映画を見ましたので、何となくノスタルジーがあります。使えるものは使えるように今、規程を残すということですので、そんなことで使える範囲で使ってもらえるようなことをお願いしたいと思います。

○澤委員長 図書・文化財課長、映写機も何台かあるのでしょうか、十六ミリで映したフィルムの色々な映像というのは何本ぐらいあるのですか。

○**図書・文化財課長** フィルムの所蔵数でございますけれども、色々な分野でございますけれども、全部合わせまして現時点では642本でございます。

○**澤委員長** 映写機のメンテナンスができなくなってしまうと使えなくなってしまう。ゆくゆくはこれをデジタル化するとか、そういう計画みたいのはあるのですか。すでにDVDになっているということなのか。財産というか、貴重な映像があるのではと思うのですけれども。

○**図書・文化財課長** 一般的な劇映画ですとか、そういったものについては、そういった形の保存ということはしておりませんが、一部の例えば郷土資料的なもの、そういった記録を撮っていたものにつきましてはデジタル化してございます。一応今、区で持っている資料につきましては、そういうものはデジタル化を行っております。

○**小島委員** 歴史的な文化遺産になりますから、そういう大事なものはデジタル化するなどして保存して区民が利用できるようにしてもらいたいですね。

○**澤委員長** 去年、赤坂地区総合支所に行ったら、館内で赤坂・青山の終戦直後からを記録した映像が流れていて、すごく懐かしいなと思いました。それも当然デジタル映像なのですけれども、小島委員が言われているように、歴史的な資料としては大事なものもあるのかなと思ったものですから。

それでは、ほかによろしゅうございましょうか。

それでは、採決に入らせていただきます。

議案第29号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○**澤委員長** ありがとうございます。それでは、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○**澤委員長** それでは、この件も原案どおり可決ということに決定いたしました。

## 12 港区新郷土資料館展示等総合計画（素案）について

○**澤委員長** 次に、議案第31号「港区新郷土資料館展示等総合計画（素案）について」。図書・文化財課長、説明をよろしくお願ひいたします。

○**図書・文化財課長** それでは、ただいま議題となりました議案第31号「港区新郷土資料館展示等総合計画（素案）について」ご説明いたします。資料は、議案資料ナンバー12及び参考資料でございます。それでは、説明の方に入らせていただきます。

本計画につきましては、旧国立保健医療科学院に設置します新郷土資料館の展示計画や事業計画などのソフト面について取りまとめた計画となっております。

建物のハード面に関する計画につきましては、資料館と併設する各施設を含めた形で全体計画として策定中でございます。本計画のソフト面についての内容を、建物全体のハードの計画の中に落とし込みながら計画を進めているところでございます。ハードの計画につきましては、まともり次

第、別途ご報告させていただきます。

本日の説明につきましては、参考資料として添付しました計画の概要を示したA3版2枚ものの資料を基本に、必要に応じて資料ナンバー12の計画本編を参照にいただきながら進めさせていただきます。

まず本編でございます。冒頭、目次をご覧ください。本計画の構成でございます。大きく五つの章、それから巻末に参考資料という形で構成してございます。

第I章につきましては、計画の背景、計画策定の経緯、新郷土資料館を設置する旧国立保健医療科学院の概要、沿革など計画のアウトラインについて記載してございます。

第II章では、計画の基本的な考え方として、設置の目的、対象、理念、機能、整備の方針について記載してございます。

第III章では、展示計画として、新郷土資料館で実施する展示の基本的考え方、展示の種類、展示の構成案等について記載してございます。

第IV章では、事業計画として、新郷土資料館で展開する各種事業の基本的考え方、事業の概要、展開する各種事業について記載してございます。

第V章では、施設計画として、施設計画の基本的な考え方と必要となる諸室の構成について記載してございます。

最後に参考資料として、本計画を検討した新郷土資料館開設準備委員会の要綱、委員名簿、委員会の開催経過を記載してございます。

概要版にお戻りください。左上、計画素案の位置づけでございます。

本計画は、冒頭に申し上げましたとおり、新郷土資料館の展示計画や事業計画などのソフト面について取りまとめた計画となっております。計画本編の38ページ、39ページをご覧ください。

本計画につきましては、昨年4月に学識経験者、公募区民を含めた新郷土資料館開設準備委員会を立ち上げ、これまで6回の委員会を開催し、多様なご意見をいただきながら検討を重ねてまとめたものでございます。

また済みません、概要版の方に戻ります。概要版の右上、開設地でございます。

郷土資料館を開設する旧国立保健医療科学院は、東京大学安田講堂など多くの歴史的建造物を設計した内田祥三の設計によるものです。内田祥三は、国の登録有形文化財となっている安田講堂を初めとしまして、多くの建築物を設計しており、その建築様式は内田ゴシックと言われております。この建物も、昭和13年の竣工当初の状態が多く残る建築史においても価値のある建物でございます。改修後には区の文化財指定を検討してございます。

概要版左下、第I章「展示等総合計画策定にあたって」でございます。括弧として素案本編の該当ページが記載してございます。

まず、計画の背景でございます。港区には、豊かな緑や数多くの坂に象徴される起伏に富んだ地形を有しており、先史から近代までの遺跡も数多いこと、江戸時代以降は多くの寺社や武家屋敷が軒を並べ、幕末から近代初頭には、歴史に名をとどめる事件の舞台ともなっていることなど、自然・

歴史文化資源の宝庫となっております。

そのような多くの資源を抱えながら、現在の郷土資料館は狭隘な建物と不十分な設備によりまして、十分に貴重な資源を活かしきれていないというような状況がございます。

一方で、平成18年度に区役所・支所改革が実施されて以降、各地区では区民協働によりまして地域の魅力を高める取り組みが進められるなど、生涯学習時代の中で港区の自然・歴史文化を学びたい人は増えているような状況がございます。

さらに、外国人が多く居住するとともに、区外部からの訪問者が多い港区の特性から、歴史・文化資源を国際交流や観光振興の資源として活用する動きも出てきています。そうした状況の中、区民と歴史・文化資源の保存と活用の新たな拠点づくりが求められており、区は旧国立保健医療科学院を保存改修して、新郷土資料館を設置することを決定したものでございます。

続いて右下、第Ⅱ章「計画の基本的考え方」でございます。

設置の目的です。「誰もが自然、歴史、文化をとおして港区を知り、探求し、交流する拠点づくり」としてございます。

郷土資料館の活動により、港区の多彩な自然、歴史、文化を保全継承し、また、それらの資源を活用することで、港区への愛着と誇りを育む契機とし、港区の自然、歴史、文化に根ざした港区の地域づくり、まちづくりに寄与することを目指します。

次に、対象でございます。数多く居住する外国人を含めまして、全ての港区民に加えて、通勤・通学者、観光で訪れる方、港区にゆかりのある方、港区の自然、歴史、文化に興味を持つ人など、港区を訪れるさまざまな人を対象としてまいります。

次に、理念です。三つのCをとおして、港区への愛着と誇りを育み、新たな地域づくりに寄与します。

最初のCは、コレクションでございます。貴重な有形・無形の資料の収集、保存、調査、研究を進めまして、それらを区民共通の財産として次世代に伝えてまいります。

二つ目のCは、コミュニケーションです。過去から受け継いだ資料を公開し、活用されるよう情報発信するとともに、さまざまな利用者が交流することを促します。

三つ目のCは、クリエイションです。新郷土資料館での活動を通じ、知ることの楽しみを分かち合いながら、港区の自然、歴史、文化を見直し、港区の新たな価値を創造していきます。

次に、機能についてです。先程の理念の実現のために、収集・保存機能、調査・研究機能、公開・普及機能、情報交換・交流機能の四つの機能を実施いたします。

次に、整備の方針です。

一つ目に、歴史的価値のある建物そのものを港区の歴史・文化資源として活用します。

二つ目に、利用者が区内外や国内外の人や教育・文化施設とつながりを持ち、交流する拠点とします。

三つ目に、情報収集、調査研究を区民と協働で行うとともに、区民が学習した成果を公開する機会などを発信する仕組みを整備します。

四つ目に、利用者の関心や時代の変化に柔軟に対応し、何度でも繰り返し訪れたいくなる事業展開を行います。

それでは、概要版のページをおめくりください。

第Ⅲ章「展示計画」でございます。

展示は、利用者にとって知り、学び、探求することを支えるとともに、さまざまな交流のきっかけとなるものです。新郷土資料館では、「誰が来ても、いつ来ても、港区の新たな魅力に出会える展示」を計画いたします。

そのための基本的な考え方ですが、(1)として、誰もが興味や知識に応じて港区の自然、歴史、文化に親しみ、世界へと視野を広げられるよう、分かりやすく、楽しめる多角的な展示を目指します。

(2)として、いつ来ても新しい発見があるよう、最新の情報の更新や追加が容易に行えるよう可変性の高い展示を行います。

(3)として、利用者が港区への愛着と誇りを持てる港区の地域づくりへ寄与するメッセージの発信できる展示を行います。

(4)として、資料を身近に感じ、触れることで、学んだことの理解が一層深まり、新郷土資料館での経験が長く記憶にとどまるよう、体験・体感型の展示を充実いたします。

(5)として、利用者が港区の自然、歴史、文化を語り、つづることができる参加・協働型の展示を行います。

続いて、展示の種類、構成でございます。展示の構成案については、本編の16ページから23ページに記載してございますので、あわせてご覧ください。

展示は、大きく常設展示、企画展示、ネットワーク展示に構成いたします。

常設展示は、従来と異なりまして、一定の期間で更新し、いつ来ても新しい発見につながる変化と躍動感に富んだものといたします。

常設展示は、ガイダンス展示、テーマ展示、コミュニケーションルーム、バックヤード展示の四つからなります。

ガイダンス展示は、港区を知る契機としての導入展示です。港区の歴史、地域、そして旧国立保健医療科学院の建物そのものと、これにまつわる歴史を紹介します。

テーマ展示は、新郷土資料館の根幹をなす展示となります。港区の自然、歴史、文化に関する特徴的な大テーマのもと、複数の中小テーマを組み合わせで構築します。大テーマは10年程度を目安に見直し、中小テーマは1から2年をめどに容易に更新できるものとします。

コミュニケーションルームは、本物の資料に触れたり、資料の裏側をのぞいてみる、あるいは遺跡の匂いを嗅ぐなど五感で体感しながら、さらに学芸員との交流を楽しみます。体験や体感の感想や疑問について学芸員と話すことで、港区への関心や愛着を一層高めます。

バックヤード展示は、豊富な遺跡出土遺物や、展示することが困難な建築部材や民具など、収蔵状態とあわせて紹介するとともに、資料館の裏側を見ていただくバックヤードツアーを行います。

次に、企画展示では、特定のテーマを期間を定めて独立した空間で実施いたします。新郷土資料館が独自に行う展示はもとより、利用者や大学などとの協働による開催も視野に入れます。

また、区民ギャラリーは、自主研究グループ、大学、企業などが調査、研究の成果を公開する場として整備します。こうした公開により、利用者同士の交流を促進します。

次に、ネットワーク展示です。港区には数多くの歴史・文化資源が存在しております。また、大学、博物館など文化教育施設も豊富です。そうした場所で郷土資料館の収蔵する資料展示を行うことで、それを見た人が新郷土資料館を訪れるきっかけをつくったり、逆に郷土資料館の展示において関係する史跡・遺跡の紹介を行ったり、他の博物館が所蔵する資料の紹介をすることにより、そうした場所に足を向けてもらうなど相互の交流を図るとともに、利用者が幅広くそうした資源に触れることを増やします。

次に、第IV章「事業計画」でございます。

事業実施の基本的な考え方としまして、本物の資料との触れ合いや体感・体験型の事業を実施するとともに、区内の史跡や遺跡などとの出会いを重視します。

また、あらゆる人に開かれた事業を展開します。

区内はもとより、都内・国内外の大学や企業との連携、ネットワークを結び、港区が持つさまざまな自然の魅力を発信します。

資料館を訪れるさまざまな利用者の交流が促進されるよう事業展開を行います。

貴重な資料を区民共有の財産として次世代に引き継ぎ、活用されるよう、事業の継続性を重視してまいります。

次に、事業の概要でございます。

新郷土資料館の核となる事業として、収集・保存事業、調査・研究事業、公開・普及事業、情報交換・交流事業の四つの事業を実施いたします。

また、利用者サービス、資料館体験の充実を図る事業として、広報・情報発信事業、ショップ・カフェ事業を実施いたします。

収集・保存事業は、港区自然の歴史・文化資源を次世代に確実に継承し、また、それらの資料を活用して広く公開し、普及を図るために、資料館の根幹をなす事業でございます。

収集・保存の対象は、区内に存在するさまざまな資源や国内外に存在する港区に関わる資料や情報です。これらの資料を発掘、寄贈、寄託、借用、購入、製作などの方法により収集するとともに、収集した資料の情報をデータベース化し、活用できるようにいたします。また、資料に応じた適切な保存環境を整えます。

調査・研究事業は、収集・保存事業とともに資料館の基盤となる事業でございます。学芸員による専門的な研究体制のもと、中長期的な視点、分野横断的・総合的な視点に立って調査・研究を行うとともに、区内の博物館や大学、自主的な研究グループとのネットワークを構築します。

研究成果は、展示はもとより、出版物やホームページ、講座や講演会などさまざまな手段によって公開し、区民への積極的な還元を図ります。

公開・普及事業は、学校教育や生涯学習などへの支援や、情報の公開・普及を行い、利用者と資料館をつなぐ事業となります。さまざまな手法により公開を行うとともに、講座、講演会、シンポジウムなどを実施し、利用者の生涯学習の支援を行います。

また、専門的な立場からのレファレンス、学習相談、自主的研究会などへの学芸員の派遣などを実施いたします。

学校への支援として、学習指導要領や単元の内容に連動した展示の設置、学校の見学時に利用する解説シートやワークブックの開発、教員用の手引書の作成、児童・生徒向けの体験性の高い学習プログラムの整備などの支援策を実施いたします。

また、学校へ学芸員を派遣する出前事業など、アウトリーチ事業も実施いたします。

港区を訪れる観光客などに、港区のことを知ってもらうための環境整備として、港区へ理解を促すガイドブックや、港区観光ルートマップなどの資料の整備や、パソコンや携帯端末を活用した、区内関連施設の情報検索ができるシステムの構築、観光スポットとしての役割をあわせ持つ事業展開などを進めます。

情報交換・交流事業として、交流プログラムや協働プロジェクトの実施により、利用者、資料館の学芸員、ボランティア、研究者などさまざまな人がともに活動できる機会を提供し、人材の交流、情報交換、新たな文化や価値の創造に努めます。

広報・情報発信事業は、施設の開館以前から実施し、開館後を通じて資料館の存在と活動を広く発信するとともに、より多くの利用を促進するため、さまざまな媒体を用いて広報活動を行います。

昨今のインターネットの普及や若年層を中心としたSNSの広がりなどの状況を踏まえ、インターネットを積極的に活用します。

最後に、ショップ・カフェ事業です。郷土資料館の体験がより豊かなものとなるよう、カフェ事業を展開いたします。提供するショップのグッズやカフェのメニューは、港区の自然、歴史、文化にゆかりのあるものや、収蔵資料をモチーフにしたものとし、港区への興味や関心をさらに高め、理解の促進が図れるように配慮いたします。

第V章「施設計画」でございます。

施設整備に当たっては、建物の文化的価値の保存をしながら活用することが大きなテーマとなっております。そのため、既存の間取りや空間を有効に活用した計画といたします。

また、ユニバーサルデザインや環境にも十分配慮するとともに、適切な耐震補強を行い、地震と災害に強い安全な建物といたします。

諸室の構成については、区分ごとに表にまとめてございますけれども、収集・保存、調査・研究、公開・普及などの機能が十分発揮できる構成といたします。

これら施設の構成を建物のハードの計画の中に取り込んでまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。

新郷土資料館提示等総合計画の素案について概要を説明もらいましたけれども、何かご質問等ご

ざいますでしょうか。

**○綱川委員** 2点ほどありまして、一昨年ですか、神戸市教育委員会へ視察に伺ったときに、指導主事さんが資料館に2人ほどいらっしゃいました。学校との連携や出前講座をしたりなど、指導主事さんがいらっしゃることが、大変効果的というお話を伺ってきたのですけれども、そういうことをこれから先、考えることができるのかということが1点目。

あと内田先生なのですけれども、港区の高陵中学校のすぐ坂の下のところに10年前ぐらいまで洋館がありまして、そこへずっとお住まいだったのです。72年に亡くなられたのですが、その息子さんの方がまた東大の教授だったので、建築をされていて、すごく港区にゆかりのある方なのです。その辺も踏まえて内田先生の功績とか、そういうのも、ご紹介いただくとか特別に何かやっていただけといいなと思います。建築界では神代の人みたいというか、相当著名な方です。ちょうど高陵中学校のすぐ下にあったところの洋館で、公衆衛生院とか、この辺の建物とほとんど似ているようなお宅だったのです。今はもうマンションになってしまって、なくなってしまいもったいなかった、2点でございます。以上です。

**○澤委員長** ありがとうございます。

私どもも一昨年神戸へ視察に行きまして、資料館と学校との連携を考えると、指導主事の役割が有効に機能しているというお話を聞きました。指導室長、その辺の何か東京都でそういう例みたいのはありますか。

**○指導室長** 東京都で、指導主事の配置の中でそのような社会教育を含めた部分での配置というのは把握できていませんが、当然の発想としてあると思いますので、許されることであれば、そういう方法もあるのではないのでしょうか。

**○図書・文化財課長** 綱川委員の2番目のご質問にございました内田祥三さんでございますけれども、港区に本当にゆかりのある方でございます、やはりこの建物、昭和13年の建物でございますけれども、これができた当時は、ご自宅からよくこの建物をながめていたということも記録として聞いてございます。建物自体は、私どもとしては将来的には区の指定文化財として指定していきたいと思っておりますし、建物自体を紹介するような展示もこの中でやっていきたいと思っております。

あわせてまして、設計者の内田祥三さんにつきましても、そういった建物とあわせて、区のゆかりということもございまして、この中でご紹介するようなものを考えていきたいというふうに考えてございます。

**○澤委員長** ありがとうございます。

**○綱川委員** 祥三さんの息子さんの祥哉さんというのは、筭小学校のOBで、現在80歳ぐらいだと思います。筭小学校の100周年記念式典のときにも来てくださったりしていますので、ぜひ、そういうことでコンタクトがとれるといいと思います。大分ご高齢なので。

**○図書・文化財課長** 本編の16ページをご覧くださいますと、展示の構成案というのがございます。現時点、この中で丸が三つほど書いてありますけれども、右下「建物を知る」というところで、

建物そのものの公衆衛生院としての歴史、由来等あわせまして、設計者の内田祥三さんの功績ですとか、そういったものについてもガイダンスの中でまずはお知らせしていくということで考えてございます。

○綱川委員 お願いします。

○小島委員 我々も神戸に行って勉強させてもらったのですが、神戸市全体の教育委員会と指導主事のあり方と、東京都ないし港区の指導主事のあり方というのは、どうも大分違うのです。だから、郷土資料館に指導主事を配置して学校の教育に資するというのは、今、直ちにはできないと思います。ただ、綱川委員の言うように、新郷土資料館が学校教育の充実に何らかの寄与する、そういう役割は期待されていることは間違いないので、現時点では学芸員の方がいらっしゃるので、学芸員の方の数を増やして学校教育との連携を図るとか、そういう形で学校教育をバックアップするような形をとる方が現実的ではないかと考えます。ただ、学芸員の人員の増とかそういうのは、教育委員会の人事ですか。

○図書・文化財課長 学芸員につきましては、採用に関しては人事課が担当になるかと思えます。また、こちらの新郷土資料館につきましては、現在そういった形でどういった事業運営形態といたしますか、そういったところも検討中でございますけれども、先程のご説明でも申し上げましたけれども、新しい郷土資料館につきましては、学校教育との連携といたしますか、そういった目標である支援というものを積極的にやっていきたいと思っておりますので、例えば、学芸員の学校への派遣ですとか、そういったことも含めまして積極的なかわりを持っていきたいというふうに考えてございます。

○小島委員 今までの郷土資料館と比較にならないほど充実するわけですが、ハードもソフトも。たいへん素晴らしい素案ができましたが、そこを裏づける人的な要員とか予算とか、そこら辺はどうなっていますか。

○図書・文化財課長 人的な配置、あるいは今後の予算についてということでございますけれども、私どもとしては、こういった計画、施設の充実も含めまして、こういった計画を立てているところから、ぜひ充実させていきたいという考えがございます。今後については、関係部局とその辺りについて、積極的な調整を図っていきたいというふうに考えてございます。

○小島委員 この計画の実現には、予算と人的な面も配慮が必要だと思いますので、よろしく願います。

○次長 ご意見のあった、特に学校教育とのつながりなどは、項目、本編の28ページなのですが、けれども、「学校教育支援に力を入れます」というのは宣言しております。体制については、公務員の採用がなかなか厳しいという社会情勢もある中で、どうしたらいいのかと我々も区長部局に要請をしていきたいと思えます。建物自体の文化的資産を生かしつつこの事業をやるので相当な費用がかかります。綱川委員はよくご存じだと思いますが、ゼロから建てるより高いかもしれないという話もありますが、そこはきちんと説明し、理解を得て、まずはハード面をきちっとつくって、運営も不足のないように、学校教育にも生涯学習にも、本当に観光で来る方にも満足していただけるよう

なものを作り上げるのが区の役目ですから、人・物・金、いずれも頑張っていきたいと思います。

**○教育長** さっきの指導主事を置く、置かないという話もそうなのですが、外に開かれた形ということで、色々なセクターとのやりとりなども期待できるというのは、非常に目新しく今までにない形ですけれども、学校教育との関連で郷土資料館をどういうふうを活用していくということが、この概要版で、つまり基本的な考え方みたいなところに全くそれが抜け落ちているので、細かい事業の中でやっていきますという形で初めてということなので、基本的な考え方の中で、学校教育との活用なり連携というものを図っていくのだということを見せる形の表現があったらいいのかなという気がするのです。説明を聞くと分かるのですけれども、そこは若干どうかなという感じがします。

**○綱川委員** 神戸に視察に行ったときに、指導主事さんがいてうらやましいなど、参加したメンバーはみんなそう思っていたのです。確か、神戸市は政令指定都市で、神戸市の美術館などは、神戸市採用の指導主事さんがいらっしゃいました。明石の方へ行ったら、県の博物館だったので、そっちは県の指導主事さんがいらっしゃいました。お金の問題もあると思いますけれども、兵庫でできて東京でできないということはないと思いますので。

**○澤委員長** 指導室長にお願いしたいのは、東京都の他区の状況、例えば江戸東京博物館という立派なものを持っているわけです。そこと教育とのつながりとか、その辺何か参考となる資料があったら、すぐではなくてもいいのですけれどもお願いします。

**○小島委員** 指導主事を配置するという発想は東京にはないのですか。

**○澤委員長** 分からないので、まず現状を我々は把握しなければいけないと思うのです、可能性はあるかないかということも含めて。我々の場合には、教員は東京都の採用で区が採用しているわけではないので、もし指導主事を配置するとしたら、東京都がそういう目的の指導主事というのを出してくれるのか。あるいは、この郷土資料館についても、23区とか、他自治体との比較の中で今回のうちの郷土資料館の規模というのは、きわめてユニークなものなのか、ほかに参考になるものがあるのか、そこを知りたいところです。次長が言っているように結構お金もかかります。お金はかかるけれども、東京都の中でも非常にユニークなものなのだという、そういう説得力のあるバックグラウンドを区長部局に説明することが重要で、その辺は教育委員会としても非常に期待のできる計画ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○次長** 教育長がおっしゃった学校教育との絡みを明確に宣言すべきだというのは、そのとおりだと思います。図書館も歴史的に考えると、あまり学校との関係というのは関連づけられずに、あまねくあらゆる人が利用できるという法律に基づいて運営してきたけれども、現在は学校図書館とのつながり、子どもの調べる能力の育成というのに、地域の図書館の果たす役割というのが注目されています。こうした博物館的な郷土資料館も、地域の郷土への愛着というものも含めて、地域を知るといことも含めて、歴史から入るといことも含めて、学校教育との関係を宣言するというのは私もそのとおりだなと思いますので、修正していききたいと思います。

指導主事の件は、区費の指導主事というのを私どもは配置してきておりますから、やれないこと

はないと思うのです。ただ、それはやはり、さっき言ったように色々効率性の問題もあると思います。幸い学芸員、つまり文化財の仕事は教育委員会ですと持ち続けますので、教育委員会の中でスケールメリットを活かすことは、ある意味できるかもしれません。それは指導室と図書・文化財課がよく連携するという人の動きでやっていきたいと思います。

ユニークさという意味では、新郷土資料館開設委員会の委員をお願いした名だたる先生方、この方たちが異口同音におっしゃっていたのは、全国的に見てもこういうしつらえの建物を保全をして文化財指定をし、ここまでのことをするケースを我々は知らないとおっしゃっていました。かなりユニークさは訴えていくことができると思います。

**○澤委員長** そういう意味では、従来の郷土資料館は、残念ながら間借りしているような感じです。図書・文化財課長の話では資料はたくさんあるので、今回はそういった意味ではスケールも一段と違ってくるので、教育委員会としても色々な意味で有効に活用するということを考えていかなければいけないのかと思います。

ほかに何かございますか。

それでは、そういった色々な将来展望に対する課題はありますけれども、現時点で議案第31号、展示等総合計画（素案）につきましては、原案どおり可決することでご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

**○澤委員長** ありがとうございます。それでは、議案第31号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

### 13 議案第32号 白金台四丁目用地の教育財産への用途変更について

**○澤委員長** 次に、議案第32号「白金台四丁目用地の教育財産への用途変更について」。説明をお願いします。図書・文化財課長、よろしくをお願いします。

**○図書・文化財課長** それでは、議案第32号「白金台四丁目用地の教育財産への用途変更について」ご説明いたします。資料ナンバー13をご覧ください。

本件は、新郷土資料館を設置いたします白金台四丁目用地の土地建物について、行政財産から教育財産への用途変更を行うものでございます。

まず、白金台四丁目用地のこれまでの経緯でございます。

当該用地は、昭和13年10月にアメリカロックフェラー財団からの資金援助を受け、厚生省管轄の公衆衛生院として設置されております。

その後、改称、改組を経て、昭和24年4月から国立公衆衛生院として長く我が国の公衆衛生の向上のために、技術者の養成や公衆衛生の調査研究を進めてきました。

平成14年に、国立保健医療科学院として再び改組され、現在は埼玉県和光市に移転してございます。

その後、平成21年3月に港区が国との交換によりまして土地建物を取得し、活用用途を検討し

ておりましたが、平成23年1月に新郷土資料館、在宅緩和ケア支援施設、子育て関連施設、区民協働スペース等の整備を行うことが決定されております。

次に行政財産の用途変更についてでございます。

財産の表示については、資料記載のとおりでございます。土地が1万1,173.20㎡、建物が1万5,090.08㎡でございます。

添付資料としまして、案内図、公図の写し、建物の各階平面図、立面図、断面図を添付してございます。

用途変更の理由でございます。この建物の整備、活用に当たりましては、新郷土資料館が用途別面積の大部分を占めるということ、また、この建物の歴史的、文化的価値を保存しながら活用を図る必要があることから、教育財産として用途変更を行いまして、図書・文化財課が管理をしております。

次に、今後の予定でございます。平成25年度から26年度にかけて基本設計を行い、26年度途中から27年度にかけて実施設計に入ります。その後、27年度途中から改修工事に入る予定となっております。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。

新しい郷土資料館が設置される白金台四丁目用地の教育財産への用途変更、その理由の説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

○小島委員 このとおりで大変結構な話ですが、白金台四丁目用地、今まで小学校、中学校の統廃合によって、教育財産の活用を教育委員会であまり深く議論しないまま区長部局に移管されたのではないかという悔しい思いをずっとしていたところ、久しぶりに教育財産に移行になるということは大変うれしいことだと思っております。感想です。

○綱川委員 このかがみのところを見ますと建物が1棟のように書いてあるのですが、後ろの図面を見ると北側に放射線何とかと結構書いてあります、小さい建屋が。これはもうなくなっているのですか。

○図書・文化財課長 今、本体の建物の周りにいくつか小さな建物の絵が入っています。こちらの建物につきましては、今現在も建っているものでございます。ただ、今後、活用に当たりましては、本体の建物を活用しますけれども、隣の建物に関しては取り壊して除去することとなっております。そういった形で今回の財産の扱いの中には入っておりません。

○澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第32号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは、議案第32号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

### 第3 教育長報告事項

#### 1 港区教育委員会事案専決規程の見直しについて

○澤委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「港区教育委員会事案専決規程の見直しについて」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1をご覧ください。

区では、区役所・支所改革をさらに推進させるため、総合支所への権限委譲を拡大することとあわせまして、公の施設への指定管理者制度導入が多くなったことに伴い、事案専決規程の整備を図ることとしました。港区の事案専決規程の見直しにつきましては、平成25年3月22日の庁議におきまして、規程の整備内容が承認されております。そのため、教育委員会におきましても、公の施設の管理における教育委員会の権限に属する事務執行にかかわる事案専決規程を整備することが必要となっております。

改正の中身につきましては、現行規定のところを見ていただきますと、財産等に関するものうち、施設の管理及び運営に関するものにつきましては、現在、「施設の管理運営の委託に関すること」が次長の専決事項となっております。それを下の段にあります改正案を見ていただきますと、財産に関するものの二つ目に、「1、指定管理者制度の導入に関すること」、「2、指定管理者との基本協定の締結に関すること」を教育委員会の議決事項として新たに設けるものでございます。

また、「施設の管理運営の委託に関すること」につきましては削除し、「指定管理者の選考及び選定に関すること」及び「指定管理者との基本協定書に基づく管理運営の事業計画及び実績報告に関すること」を設けることとしてございます。

この訓令の施行日は、平成25年4月1日から施行していきたいと考えております。区長部局における訓令とあわせまして整備するもので、今年度中に規程の改正手続を進められるよう現在準備を進めているところです。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。

教育委員会事案専決規程の一部改正ですが、施設の管理運営に関する、特に指定管理者制度との関係で改定するということですのでけれども、何かご質問等ありますか。

○教育長 指定管理者に関する事業の専決規定を設け、それに伴って従前あった委託の文言を削除するというのですのでけれども、指定管理ではなくて委託している施設というのはあるだろうし、あるいは指定管理者が何らかの理由で指定を取り消された場合に、次の指定管理者を選定するまでは、区が直営で管理する必要が生じます。その際、委託で業務を行うなど色々な場合が想定できるのですが、委託という文言を全く削ってしまって大丈夫ですか。

○庶務課長 委託に関しましては、直営の場合には色々な業務を委託することができ、現在も業務の委託をしています。ただ、地方自治法の改正に伴いまして、公の施設の管理運営の委託自体を指定管理という考え方に改正されておりますので、行うことができないと考えています。

○澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

これは4月1日からということなのですが、教育委員会として規程の見直しを承認する必要がありますね。

○庶務課長 教育委員会の事案専決規程によりますと、訓令の改廃におきましても教育委員会の議決が必要となつてございますので、今後、区長部局と文言整理等ができた段階で、持ち回り審議という形で教育委員会のご決定をいただきたいと考えてございます。

○澤委員長 分かりました。

○小島委員 改正案においては、指定管理者制度の導入に関することは委員会議決で、指定管理者の選考及び選定に関することは次長専決ということになっているのですが、そうすると、スポーツ施設や図書館などの既に指定管理制度が導入されている公の施設ではなく、新しく指定管理者制度を入れる施設の場合に、教育委員会の決定が必要ということですね。導入は委員会で議決しなければいけないが、誰を選ぶかは委員会は関係なく、次長が決定されるわけですか。

○庶務課長 補足させていただきますと、選考した指定管理者候補者につきましては議会の承認が必要でございますので、区長が議案を提出する際、委員会でご決定いただくこととなります。

○小島委員 それから、2番の指定管理者との基本協定の締結に関することと次長専決の2とが対応しているのですが、これは今回初めて明確にしようということを入れたということですね。

○庶務課長 そのとおりで、これまで不明確であったものを明確化するという意味でこちらに設けてございます。

○小島委員 分かりました。

○澤委員長 それでは、よろしゅうございますか。

## 2 平成25年度予算特別委員会の総括質問について

○澤委員長 では、次に「平成25年度予算特別委員会の総括質問について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 では、教育委員会資料ナンバー2をご覧ください。

3月15日に閉会されました平成25年第1回港区定例会の予算特別委員会における総括質疑につきまして、こちらにまとめさせていただいております。その内容をご紹介します。

1枚おめくりいただきますと、1ページ目、自民党議員団、清原和幸委員から「いじめ対策について」質問をされております。「いじめ防止に向けた取り組みとして、今まで以上に学校と家庭の緊密な連携を図ることが大切だと思います。教育長のお考えを伺います」というもので、「現代社会では、いじめは、どの子にも、どこの学校にも起こり得る深刻な問題であり、子どもにかかわる多くの大人が見守る必要があります。

区では、これまでも学校が中心となってPTAを初め子どもにかかわる関係機関と連携を図り、いじめ防止に努めてまいりました。

さらに来年度は、いじめ防止に関する講演会等を開催して、保護者の意識啓発を図るとともに、子どもを取り巻く関係機関が構成員となって、オール港区でいじめ対応策を話し合う『いじめセーフティネットコミュニティー事業』を立ち上げます。

こうした取り組みを通して、学校・保護者・地域・関係機関の協力体制のもと、いじめに関する現状を把握し、共通理解に立った上で、社会全体で『いじめを絶対に許さない』意識を共有し、いじめの根絶を目指してまいります」と答弁をさせていただきます。

二つ目が「歴史的・文化的資源の活用について」、「区民が郷土港区に愛着を持つためには、港区ゆかりの人々などの地域の歴史的・文化的資源を有効に活用することが必要で、そのためには、ゆかりの地などに説明板等のモニュメントを積極的に設置し、道行く人々が港区の歴史・文化に触れる機会を数多く創造するべきと考えるが」という質問に対しまして、「江戸時代以来、港区には、政治・文化を初め、さまざまな分野における著名人が数多く居住し、また、多くの足跡を残してきました。

こうし人々は、港区の歴史や文化を知る上でかけがえのない人々であり、その代表的な人物については、これまでも居宅跡などに文化財表示板等を設置し、広く紹介してまいりました。

今後も、港区にゆかりのある人々や歴史舞台となった場所などに関する資料を蓄積するとともに、情報を広く発信し、これからの港区を考える上で、貴重な歴史的・文化的資源として活用できるよう、努めてまいります」という答弁をさせていただきます。

2ページをご覧くださいますと、公明党議員団の近藤まさ子議員からの質問で、一つ目が「通学路の安全対策について」、「子どもの視点に立った通学路の安全対策が必要ではないか」という質問です。

質問の要旨を見ていただきますと「昨年の4月から6月にかけて行いました通学路緊急合同点検の中で、126カ所の通学路のうち、9割以上に当たる123カ所で安全対策が必要との結果が出ております。

それらに対して、子どもの目で安全対策を講じることが非常に重要と考えるが」というご質問です。

答弁としましては、「通学路点検は、各小学校が、PTAを初め、町会、自治会、地元警察署等の関係機関と連携して実施しておりますが、通学の当事者である児童の目線や行動などを踏まえることも重要です。

今後の点検に当たっては、登下校時に子どもが感じる不安や、子どもならではの視線なども積極的に取り入れるよう工夫し、児童が安心して通学できる環境を確保してまいります」と答弁をさせていただきます。

それから「通学路の安全マップの見直しについて」では、「安全マップは、防犯を初め防災や交通安全においても、子どもの命を守る上で効果的な手段であると考えております。

各学校では、PTAの協力を得ながら安全マップや写真入りの報告書等を作成して、児童・保護者に安全を呼びかけております。

今後も、子どもたちが毎日安心して通学できるよう、学校とPTAが連携し、地域の特性を踏まえた上で、通学路点検の結果を安全マップなどに反映させ、よりわかりやすく伝えてまいります」と答弁してございます。

3 ページ目になりますが、「総合型の地域スポーツ文化クラブについて」質問がございました。「今後のクラブの設立意向のある地域への支援を含め、今後どのように進めていくのか」というものでございます。

答弁としましては、「教育委員会では、区民が身近な地域でスポーツ・文化活動に親しみ、地域コミュニティが活性化されるよう、総合型地域スポーツ・文化クラブの設立を支援しております。

これまで六本木中学校地区に設立されたスポーカル六本木に対し、クラブの継続的な運営のために補助金を交付し、活動の場所を提供することや、事業のPRなどを行い支援をしてまいりました。

現在、地域のスポーツ推進委員と連携し、2地域目のクラブの設立に向けて準備を進めております。

今後とも、教育委員会では、クラブの設立支援や設立後のクラブに対する運営の安定化・自立化を支援してまいります」としてございます。

続きまして、3人目のみなと政策クラブの杉浦のりお委員ですが、4 ページ目の「教育について」の「道徳教育について」をご紹介したいと思います。

質問の要旨としましては、「子どもの教育にとってどうしても欠かせないのは道徳教育であると感じています。

しかしながら、一言で道徳といってもなかなか理解しがたく、どのように教育していくことが子どもたちの心に深い理解を得られるのか大きなテーマだと考えます。港区の道徳教育についてのお考えを聞かせてください」という質問に対しまして、「道徳教育は、命を大切にすることや、郷土を愛する心、友情や信頼、愛校心などについて、児童・生徒に自らの心を耕す機会を与える大切な教育活動であり、道徳の時間はもとより教育活動全体を通して実施すべきものであると考えております。

毎週1回の道徳の授業は、子どもの心に響くような読み物資料や紙芝居、視聴覚機器などを活用することによって、効果的に子どもの共感を引き出し、自己の内面を見つめさせる貴重な時間となっております。

教育委員会では、筈小学校を平成24年度、25年度の港区教育委員会研究奨励校に指定し、『互いのよさや違いを認め合い、主体的に行動できる児童の育成』を研究主題に、道徳教育の充実に資する研究に取り組んでおります。今後、この研究の成果を他の学校にも広め、道徳教育のより一層の充実に努めてまいります」と答弁してございます。

続きまして、共産党議員団の大滝実委員からは、「リーディングアドバイザースタッフの配置について」、「人員の確保は学校任せで、児童・生徒の教育にかかわる人を配置するということから、教育委員会の責任でリーディングアドバイザースタッフを採用して、各学校に派遣すべき」という質問でございます。

答弁では、「学校図書館にリーディングアドバイザースタッフを配置するに当たっては、各学校の主体性を尊重して、学校長が推薦する人材を優先し、十分に確保できない場合に、教育委員会が公募した人材の中から充てることとしております。

学校から推薦された方及び公募に応じた方全員について、教育委員会が書類審査及び面接の上で、適格性を判断し、責任を持って各学校に配置することとしております」としてございます。

最後に、一人の声の阿部浩子委員から、「子どもの読書について」です。

質問の要旨でございますが、「港区の多くの児童・生徒が図書館で調べもの学習をしたり、本を読む楽しさを知り、読書を推進していただきたいと考えるが、教育長のお考えをお聞きする」というものです。

答弁では、「子どもたちが、多くの本に触れ、多くの事柄に関心、興味を持ち、その後の豊かな人生を送るきっかけをつくるのが、図書館における子どもの読書支援の目的と考えており、教育委員会では、平成24年3月に港区子ども読書活動推進計画（第2次）を策定し、子どもの読書活動を推進しております。

平成25年度からは、新たな図書館の事業として、小学校の児童の参加を得ながら「みなと子ども読書まつり」を開催し、子どもが家族と一緒に楽しみながら本と親しむことのできる機会を創出してまいります。

事業の中では、子どもたちが自ら課題を見つけ、主体的に判断し、問題解決に結びつける力を養う『調べる学習』のイベントを実施し、楽しさや大切さを知る機会といたします。

こうした活動を今後も充実させ、学校教育と図書館とが有機的に連携し、未来をつくる子どもたちへ読書の楽しさを伝えるよう努めてまいります」としてございます。

以上、簡単ではございますが、総括質疑のご紹介でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。

総括質問で、色々な視点から教育に対するご質問をいただいて、それに教育委員会としてどう答えたか、その説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

予算特別委員会で出た各議員さんのご意見を参考に、また教育委員会としても活動を推進していきたいと思えます。

### 3 平成24年修了記念及び卒業記念 寄付の受領について

○澤委員長 次に、「平成24年度修了記念及び卒業記念 寄付の受領について」。庶務課長、お願いします。

○庶務課長 教育委員会資料のナンバー3をご覧ください。

平成24年度の修了記念及び卒業記念として寄付の申し出があり、受領したものを報告させていただくものでございます。

幼稚園で7園、小学校で4校からの報告があり、こちらに表にして、まとめて資料としたものでございます。それぞれご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。

修了及び卒業記念ということで寄付をいただいておりますけれども、このことについて何かご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、このご好意を大事にしなくてはいけないなと感じております。ありがとうございます。

#### 4 港区職員の退職手当に関する条例の改正に伴う幼稚園教育職員の退職手当について

○澤委員長 次に、「港区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う港区幼稚園教育職員の退職手当について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 教育委員会資料のナンバー4をご覧ください。

平成25年第1回定例会におきまして、港区職員の退職手当に関する条例に幼稚園教育職員が含まれているため、改定の内容についてご報告するものでございます。

2ページ目の退職手当条例改正の概要をご覧ください。

港区職員の退職手当につきましては、民間との格差を是正するため退職手当の基本額の支給率を引き上げるほか、規程を整備するものでございます。

改定内容についてでございますが、まず退職手当の基本額の支給率の引き下げを行っております。定年退職等の最高支給率を59.2月から49.55月とし、普通退職の最高支給率を50.00月から41.25月とするものです。

次に、退職手当の調整額の算出にかかわる在職期間中の職務・職責に応じて付与されるポイントでございますが、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映できるよう、調整額における在職1年度当たりのポイントを表中のとおり引き上げてございます。

それぞれの実施期間は、平成25年4月1日からとなります。

退職手当の基本額の支給率及びポイントの引き上げについては、経過措置が規定されており、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間において、退職手当の基本額支給率を年度ごとに3分の1ずつ引き下げ、退職手当の調整額にかかるポイントを年度ごとに3分の1ずつ引き上げます。

本則の適用は、平成27年4月1日でございます。

また、その他の規定の整備につきましては、2点ございます。

表の右側には、参考として東京都の職員の退職手当に関する改定内容を記載してございます。定年等の退職及び普通退職の最高支給率は、ともに45.0月となっております。

また、退職手当の調整額につきましては、定年等退職のみとし、1カ月当たり下記の表のとおりなっております。

区の改定内容とは若干異なっておりまして、定年退職等のみとなっております。

お示ししましたポイントは、月数ですので、1.2倍していただくと特別区と同様の内容となるこ

とが分かります。また、校長先生が部長と、主幹教諭が園長と同様のポイント数となっております。

改定内容は、既に今年の1月1日から施行されており、定年等退職と普通退職では内容が異なりますが、区と同様に経過措置が設けられております。

本則の適用は、定年等退職が平成27年4月1日、普通退職が平成26年4月1日となっております。

次に、3ページ目をご覧ください。退職手当の概算比較でございます。同じ勤務条件の職員が各年度末に退職した場合を想定してシミュレーションしました。勤続37年の定年退職をされる園長先生がいらっしゃった場合を例に試算しました。24年度末に退職されますと、合計2,798万9,840円で、同じ条件であったとしますと、平成25年度末では141万7,444円の減額があると同時に、ポイントが60万9,300円加算されます。24年度末との比較では、80万8,144円支給額が減少すると予想されます。本則の適用となる28年3月末に退職される場合は、240万円強が減額されることが予想されています。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。

幼稚園の先生方の退職手当の改正の内容につきまして説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

○綱川委員 2ページ目の1の項目のところなのですが、先程東京都は定年退職のみで、特別区は定年退職等と普通退職の2種類に分けたという説明でしたが、異なっている理由は何かありますか。

○庶務課長 異なっている理由については、十分確認がとれてございませんが、都区両方とも定年等退職にはポイント加算を設けますが、東京都は、自己都合でやめる普通退職については、ポイント加算は行わないという内容となっております。その違いが何で設けられたかというのは、定年まで働く者と途中の自己都合で退職する者とでそれなりの差を設けるべきというような考え方があったのではないかと推測ができます。

○綱川委員 そうすると、東京都と特別区では、1と2を合算すると大体同じになるというふうな感じに見えるのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○庶務課長 先程説明させていただきましたように、校長先生が部長職、それから副校長先生が課長職というように比べていただくと大体同じ形になるということでございます。

○小島委員 国家公務員の給与は毎年人事院勧告がある。それに対応して東京都人事委員会も勧告をして、23区の職員については、特別区人事委員会でそういう勧告を出していますが、その勧告内容には退職手当は含まれていないのですか。よく毎年人事院勧告の調整として色々あって、特別区人事組合でそういう勧告が出て、港区の職員はそれに対応するという形になっていたかと思うのですが、退職手当はその中には含まれていないということなのですか。

○庶務課長 まず、退職手当の支給の基礎となるは月額給料でございます。過去に退職手当に関する勧告があったかどうかというのは、申し訳ありません、記憶はしていませんが、昨年の1

0月に行われました特別区人事委員会の勧告には、そういうものは含まれておりませんでした。

○澤委員長 完全にこのルールが適用されると、現状よりも250万ぐらい少なくなるということで、かなり大きな減額ですね。小島委員の質問に関連しますけれども、給料の場合には勧告で毎年見直しますが、退職手当についてはある時期、時期で見直すということなのですか。

○庶務課長 退職手当の支給割合につきましては、社会経済状況の変動に伴って行われてきたという経過がございます。今回は、特に国家公務員の退職金の引き下げというものがベースにあったのではないかなと思われまます。

○澤委員長 給料などは景気に連動してというのはやむを得ないのかなと思いますけれども、退職手当は退職後の生活の糧となるものですし、簡単には変えられないような感じがします。皆さんの働く意欲とか、あるいは先生になりたいという気持ちもそいでしまうのではないかと心配になります。国がそういう方針でいっているのです、それにある程度準じるということはやむを得ないでしょうけれども。

○小島委員 退職手当の基本額のところで、東京都が普通退職については50.0を45.0に引き下げる。それに対して、特別区については50.00から41.25に引き下げる。東京都よりかなり引き下げているのですが、これはどういう事情でこういう数字になるのでしょうか。もう一度お聞きしたい。

○庶務課長 一つには、基礎となる支給率を引き下げるとともに、職員の職責とか職務に応じた調整額、この増加を図っているということですので、より高い職責に対するインセンティブを働かせるということも含めた制度に改正されてきていると、私は考えております。東京都との比較では、例えば普通退職では、区は都よりかなり低くなっていますが、逆に定年退職等は東京都よりも4.55ポイント高くなっており、制度設計の意図があるように感じているところです。

## 5 港区立生涯学習センター等の指定管理者の公募について

○澤委員長 続きまして、「港区立生涯学習センター等の指定管理者の公募について」。生涯学習推進課長、よろしくお願ひします。

○生涯学習推進課長 それでは、「港区立生涯学習センター等指定管理者の公募について」ご報告をいたします。委員会資料ナンバー5をご覧ください。

港区立生涯学習センター等の施設ですが、現在の指定管理者（公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団）の指定期間が平成26年3月31日に終了するため、新たな指定管理者の公募を行うものです。

1の対象施設でございます。港区立生涯学習センター、港区立青山生涯学習館の2施設です。

2の指定期間でございます。平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となります。

3の公募の単位ですが、上記の2施設を一括で公募いたします。

4のスケジュールでございますが、公募の開始は平成25年4月11日を予定しております。公

募の期間は、4月11日から5月24日まで募集をいたします。

そして、募集が終わりましたら指定管理者候補の選考に入ります。6月から8月までが選考としまして、学識経験者委員を入れて候補者を選考いたします。そして、8月中に指定管理者候補の選定を行います。

そして、指定議案の提案ですが、平成25年第3回定例会を予定しております。

平成26年4月1日から、新たな指定管理者による管理の開始ということになっております。

報告は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。

生涯学習センター等の指定管理者の公募について説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

○小島委員 (1)と(2)の「ばるーん」と青山は、現在も一括で指定しているのですか。

○生涯学習推進課長 現在も一括で公募いたしまして、港区スポーツふれあい文化健康財団が指定管理者として運営をしております。

○小島委員 これは、今後もずっと一括でやるのですか。

○生涯学習推進課長 施設の特性ですとか、利用実態ですとか、効率性などから、施設一括で公募することが望ましいと判断したため一括で公募するということになっておりますので、今回も一括で公募させていただいております。

○小島委員 一括で指定した方が色々な意味でプラスだというような判断ですか。

○生涯学習推進課長 サービス面、それから人員体制、管理の効率化などから、一括化を判断したものでございます。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

## 6 港区スポーツセンター等の指定管理者の公募について

○澤委員長 次に、「港区スポーツセンター等の指定管理者の公募について」。生涯学習推進課長、よろしくお願ひします。

○生涯学習推進課長 それでは、「港区スポーツセンター等指定管理者の公募について」ご報告いたします。委員会資料ナンバーの6をご覧ください。

港区スポーツセンター等の施設ですが、現在の指定管理者（キスポーツ財団グループ）でございますが、グループの指定期間が平成26年3月31日に終了いたします。新たな指定管理者の公募を行うものでございます。

1の対象施設でございますが、港区スポーツセンター（現施設と新施設）、港区立麻布運動場、港区立青山運動場、港区立芝浦中央公園運動場、港区立芝給水所公園運動場、港区立埠頭少年野球場、港区立愛宕弓道場、こちらは港区立赤坂弓道場を平成25年12月に移転を予定している施設でございます。港区立芝公園多目的運動場、港区立芝浦南ふ頭公園運動広場、港区立氷川武道場の計11施設となっております。

2の指定期間でございます。平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となります。

3の公募の単位ですが、上記の施設1から11までの施設を一括で公募するものでございます。

4の予定のスケジュールでございますが、公募の開始は、平成25年4月15日を予定しております。

応募の期間は、4月15日から6月6日までとしております。

公募が終わりましたら、指定管理者候補の選考に入ります。6月から8月までを選考としまして、学識経験者委員を入れて候補者を選考いたします。そして、8月中に指定管理者候補の選定を行います。

指定議案の提案ですが、平成25年第3回定例会を予定しております。

平成26年4月1日から、新たな指定管理者による管理の開始ということになっております。

報告は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。

港区スポーツセンター等の指定管理者の公募について説明もらいましたけれども、何かございますでしょうか。

○小島委員 先程の質問と全く同じですが、これも11施設の指定管理者を色々な業者ではなく、一括指定することということにメリットがあるということですか。

○生涯学習推進課長 サービス向上の面ですとか、それから各運動場の施設が小規模な施設になっております。そうしたところで人員配置ですとか、事務ですとか効率化を図るために、今回も一括で公募させていただくと判断してございます。

○澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

## 7 生涯学習推進課の4月事業予定について

○澤委員長 それでは、次に「生涯学習推進課の4月事業予定について」。生涯学習推進課長、よろしくをお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の4月の事業予定について」ご報告をいたします。委員会資料のナンバー7をご覧ください。4月の事業予定でございます。

これまでタグラグビー教室を青山小学校、東町小学校、港南小学校と月3回開催してきたところでございますが、25年度から御成門を加えて月4回の開催をいたします。

ほかにですが、5行目の24日のつくば市の物産市が生涯学習センターで開催をされます。

報告は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。

生涯学習推進課の4月事業予定、タグラグビー、これは結構人気があるんですね。新たに御成門小学校で開催するというようなことを説明もらいましたけれども、何かございますでしょうか。

○**綱川委員** 御成門のラグビーが増えましたが、これから将来的にはどういう感じになりますか。

○**生涯学習推進課長** 1 総合支所で1 教室を開催したいというふうに考えているところでございます。この間、芝地区で今回御成門のラグビー教室を開催できましたので、高輪地区が残っております。人工芝のグラウンドが望ましいと考えておりますので、そうしたところでこれから開催というところを考えております。

○**澤委員長** ほかによろしゅうございますか。

ありがとうございます。

## 8 図書館・郷土資料館の4月行事予定について

○**澤委員長** 次に、「図書館・郷土資料館の4月行事予定について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○**図書・文化財課長** それでは、「4月の行事予定について」ご報告します。資料の4ページをご覧ください。

25年度からの新たな取り組みといたしまして、子どもたちに本に親しんでいただくという機会を設けるとともに、生涯学習等について実際に色々な体験をしていただきながら、その楽しさについて知っていただく。今後の生涯学習につなげるというようなことも踏まえまして、「みなと子ども読書まつり」を予定してございます。期間につきましては、4月23日が子ども読書の日となっており、それにちなんで直近の21日の日曜日、午前11時から午後3時まで、高輪区民センターの1階、2階を使いまして開催をいたします。

当日につきましては、図書館の職員はもちろんですが、読み聞かせのボランティアグループですとか、あるいは区立小学校の児童の参加を得るなどしまして、さまざまな方々に参加をいただくという形になっております。また、ホールの方では人形劇を上演したり、あるいは基調講演という形で白百合女子大の田島先生に講演をお願いすることも考えてございます。もし、委員の皆様、お時間がございましたら、お顔をお見せいただければ大変ありがたいと思います。以上です。

○**澤委員長** ありがとうございます。

図書館・郷土資料館の行事予定につきまして、特に第1回「みなと子ども読書まつり」というものを新たにスタートさせるということで説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

なかなか興味深い企画ですね。

よろしゅうございますか。

## 9 港区立三田図書館等の指定管理者の公募について

○**澤委員長** 次に、「港区立三田図書館等の指定管理者の公募について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○**図書・文化財課長** それでは、「港区立三田図書館等指定管理者の公募について」をご説明させていただきます。資料ナンバーは9でございます。

平成21年度から指定管理者制度を導入してございます三田、赤坂、高輪、港南図書館及び平成23年12月から導入をいたしました高輪図書館分室につきまして、現在の指定管理者である図書館流通センターの指定期間が平成26年3月31日をもって終了いたしますので、新たな指定管理者の公募を実施いたします。また、平成26年7月に開設予定となっております麻布図書館につきましても、あわせて指定管理者の公募を行います。

指定期間でございますが、三田、赤坂、高輪、港南図書館及び高輪分室に関しましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、麻布図書館につきましては、開設後の平成26年7月1日から平成31年3月31日までの4年9カ月間となります。

公募単位でございますが、全ての施設を一括して公募いたします。

スケジュールにつきましては、4月1日に公募開始をいたします。同日から5月24日まで申請の受付となります。この間に公募の説明会、施設の見学会、質疑の受付等を行い、その後、一次、二次の審査によりまして8月中には候補者の選考を行います。なお、選考に当たりましては、学識経験者を含めた選考委員会を設置いたします。

その後、区議会第3回定例会において指定議案の提出をし、その後26年4月及び7月にそれぞれの図書館において新たな指定管理者による管理を開始いたします。以上です。

○**澤委員長** ありがとうございます。

図書館等の指定管理者の公募について説明をもらいましたが、何かございますでしょうか。

○**小島委員** やはり、一括で指定した方が効率的、能率的なことでしょうか。

○**図書・文化財課長** 今回は一括で公募させていただきます。各館の蔵書量等を考慮して、適切な量と質の資料をそろえる必要がある図書館におきましては、各館の独自色も出しながらも、お互い話し合うバランスのとれた一体的な蔵書計画が可能となっております。スタッフの養成とか研修、バックアップ体制が全体に及ぶことから、サービス水準の平準化や要員の確保が、的確にできるなどのメリットがあるというふうに考えまして、今回は前回に引き続き、一括公募という形で考えてございます。

○**永山委員** 指定管理者の公募なのですが、確かに一括で行うことの良さはあると思うのですが、図書館は地域に根ざした近くでの施設です。ある程度大きな機関でないと応募できないというのも、メリット、デメリットもありますので、その辺の考慮もしていただきたいと思います。

また、公募の条件を教えてください。

○**図書・文化財課長** 公募条件につきましては、公募要綱の案のたたき台をつくっているところでございますので、今後、指定管理者の公募の選考委員会、学識経験者の方も入れて設置して検討していただく形になりますけれども、その中で公募要件についての確認、検討をいただくというような形になってまいります。

○**澤委員長** 公募要綱というのは、ホームページでも公開されるのですか。

○**図書・文化財課長** 当然公募でございますので、公募要綱等が固まった段階でホームページ、あるいは図書館等で冊子としてお出しするような形になります。

○**永山委員** スポーツセンターにしろ、生涯学習センターにしろ、ずっと同じところではなく、きちんと競争が行われて、システムが成り立ってきているのでしょうか。

○**図書・文化財課長** 図書館に関しましては、今回2回目の公募となりますけれども、前回公募の際には確か4社の応募がございました。今回も公募してふたをあけてみないところがあるのですけれども、実際に25年度から、港区より1年早く公募している区等の状況を聞きますと、大体10社程度の事業者からの応募があったというふうに聞いてございます。

○**澤委員長** よろしいですか。

これは一巡して2回目となるわけですね。図書・文化財課長として、指定管理者制度で図書館を運営することに大きな課題とか、そういうものを感じられたことはありますか。指定管理者制度は、ここで報告を聞いている限り、各図書館とも色々な行事をやっていただき、非常に順調にっていて、なかなかいいなという感想を持っているのですけれども、図書・文化財課長は、何か課題みたいなものを感じたことありますか。

○**図書・文化財課長** とりたててもものすごく大きな課題というものはそれほど感じているものはございません。ただ、当然対面のサービスでございますので、利用者との関係という中では、色々なご意見をいただくことはございます。ただ、その際にも、それぞれの指定管理者でその都度ご意見を踏まえた対応をしておりますし、それは毎回毎回区の方に報告という形で上がってございます。逆に、委員長がおっしゃいましたように、特に事業の関係等につきましては、かなり、多彩な事業を、事業者の方がアイデアを持って、あるいは事業者も人とのつながりみたいところで色々なところから講師を呼んだりというようなことで多彩な事業をやっているというふうには考えてございます。

○**澤委員長** それでは、この件につきましてよろしゅうございましょうか。

#### 10 4月指導室事業予定について

○**澤委員長** それでは、次に「4月指導室事業予定について」。指導室長、説明をお願いします。

○**指導室長** いよいよ新年度が始まります。4月1日に辞令交付式・伝達式に始まりまして、2日が入区式ということでございます。

最初の校園長会が11日木曜日、10時からです。ここで来年度の教育委員長にはご挨拶いただくということで予定してございます。各種研修会が新年度第1回目ということで動き出します。以上です。

○**澤委員長** ありがとうございます。

指導室事業予定につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

○**小島委員** 30日と1日の学力調査ですが、小学校の場合は2日にわたってやるわけですね。今までもそうでしたか。2日にわたってでしたか。

○指導室長 これは教科が多いものですから、教科を分けて実施しているということで、これまでも同じように日程を定めておりました。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

以上で、本日予定しております案件は全て終了しましたけれども、庶務課長、ほかに何かありますか。

○庶務課長 ございません。

○澤委員長 それでは、これをもちまして閉会といたしますが、これで今年度最後の委員会ということで、本当に1年間ありがとうございました。色々な課題、色々なことがありましたけれども、皆さんのご尽力のおかげで順調に港区教育委員会の色々なことができたと感じています。

私も皆さんに支えられて1年間、やっと今日でお役目御免ということで、本当にありがとうございました。また新年度もよろしく願いいたします。

次回は、4月1日の午前11時40分からの予定です。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(午後 0時16分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 綱 川 智 久